

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から同年3月まで
② 昭和44年10月から50年10月まで

昭和43年9月にA市に転入した時、市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続をした。

国民年金保険料については、国民健康保険料とは別に町内の民生委員が町内会費と一緒に集金に来ていたので納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間②は6年余りと長期に及んでおり、行政側にこれほど長期にわたり過誤が生じているとは考え難い上、申立人が所持している国民年金手帳における昭和44年度及び45年度の印紙検認記録欄を見ると、昭和44年4月から同年9月までは国民年金保険料が現年度納付されたことを示す検認印が押されているにもかかわらず、同年10月から45年3月までの期間及び45年度については検認印が押されておらず、これは市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿の記録とも一致している。

さらに、申立期間②について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間①については、3か月と短期間である上、申立期間①前後の期間の国民年金保険料については現年度納付されていることから、あえて申立期間①の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立期間①直後の昭和44年4月から同年9月までは、市の記録で

は納付済みとなっているにもかかわらず、社会保険事務所の記録では未加入期間とされているなど、市の記録と社会保険事務所の記録に齟齬がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 689

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで

国民年金保険料については、昭和52年ごろから水道光熱費などと一緒に銀行の口座振替により納付していた。

申立期間について、保険料の督促はなかったと思うので、未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年9月に国民年金の被保険者資格を取得以降、任意加入への切替手続や複数に及ぶ住所変更手続を適切に実施していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は任意加入期間である上、3か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていること等を勘案すると、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 690

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和53年1月及び同年2月

昭和36年4月から53年3月まで、A市場で商店を経営していた。毎月、商店に集金に来ていた女性に、夫の分と二人分の国民年金保険料を支払っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料納付状況等について具体的に記憶していない上、申立人の国民年金手帳記号番号は37年11月に夫婦連番で払い出されていることから、そのころに加入手続が行われたものと考えられる。

さらに、申立期間①は6年と長期に及んでおり、行政側にこれほど長期にわたる過誤が生ずるとは考え難い上、申立人と同時に国民年金に加入したとする申立人の夫も未納となっている。

加えて、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②は2か月と短期間である上、記録上、国民年金保険料の納付を開始した昭和42年4月から申立期間②の直前まで未納は無く、申立期間②の直前の保険料についても現年度納付されていることから、あえて申立期間②のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月及び同年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 691 (事案 234 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から 58 年 9 月までの期間及び 59 年 1 月から 60 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月から 58 年 9 月まで
② 昭和 59 年 1 月から 60 年 9 月まで
③ 昭和 61 年 4 月から 62 年 12 月まで

申立期間①及び②については、昭和 57 年 7 月から 60 年 9 月まで納付していたものと認めることはできない旨の通知を受けたが、その後、58 年 10 月から同年 12 月まで保険料を納付していたことを示す領収書が見付かり、当該期間については社会保険事務所で納付記録の訂正が行われた。しかし、その前後の期間についても夫婦一緒に保険料を納めていたので、納付を認めてほしい。

申立期間③については、免除申請の翌年であるが、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②（当初は申立期間①及び②を含め昭和 57 年 7 月から 60 年 9 月まで）に係る申立てについては、申立人とその妻の国民年金保険料の納付日が同日であることから基本的に夫婦一緒に納付していたと思われるが、申立人の妻も未納となっていること、口座振替への切替時期など保険料の納付状況についての具体的な記憶が無いこと等を理由として、また、申立期間③に係る申立てについては、免除申請は年度ごとに行うものであることから、申立期間③が申請免除承認期間となっていないことをもって納付済みであると認めることはできないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 4 日付けの年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかしながら、申立期間①及び②については、当初の決定後に、申立人から申立期間①及び②に挟まれた昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す領収書の写しが提出され、平成 20 年 12 月 2 日に社会保険事務所において当該期間の納付記録の訂正が行われている。当該領収書の写しをみると、納付金額、納付日等から当時使用されていたものと判断でき、市の領収印が押されているため、市の窓口において納付期限内に納付されたものであると推認できるところ、当該期間については、市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の国民年金被保険者台帳は共に未納となっている。このため、当時、行政側の記録管理が不適切であったと判断せざるを得ない上、申立人は、申立期間①及び②について、申立人及びその妻の二人分の保険料を納付していたとしているところ、申立期間①前の納付日が確認できる 44 年 10 月から 57 年 3 月までの保険料の納付状況を見ると、申立人及びその妻は共に同一日に現年度納付していることが確認できること等から、申立期間①及び②については、納付していたものと考えるのが妥当である。

一方、申立期間③については、申立人は市の窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から 58 年 9 月までの期間及び 59 年 1 月から 60 年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 692 (事案 237 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月から 60 年 9 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 62 年 12 月まで

申立期間①については、納付していたものと認めることはできない旨の通知を受けたが、その後、夫は、昭和 58 年 10 月から同年 12 月まで保険料を納付していたことを示す領収書が見付かり、当該期間については社会保険事務所で納付記録の訂正が行われた。しかし、その前後の期間についても夫婦一緒に保険料を納めていたので、納付を認めてほしい。

申立期間②については、免除申請の翌年であるが、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人とその夫の国民年金保険料の納付日が同日であることから基本的に夫婦一緒に納付していたと思われるが、申立人の夫も未納となっていること、口座振替への切替時期など保険料の納付状況についての具体的な記憶が無いこと等を理由として、また、申立期間②に係る申立てについては、免除申請は年度ごとに行うものであることから、申立期間②が申請免除承認期間となっていないことをもって納付済みであると認めることはできないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 4 日付けの年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかしながら、申立期間①については、当初の決定後に、申立人の夫から申立期間①のうち昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す領収書の写しが提出され、当該期間に係る申立人の夫の

未納記録については、平成 20 年 12 月 2 日に社会保険事務所において納付済みに訂正が行われている。当該領収書の写しをみると、納付金額、納付日等から当時使用されていたものと判断でき、市の領収印が押されているため、市の窓口において納付期限内に納付されたものであると推認できるところ、当該期間については、市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の国民年金被保険者台帳は共に未納となっている。このため、当時、行政側の記録管理が不適切であったと判断せざるを得ない上、申立人は、申立期間①について、申立人及びその夫の二人分の保険料を納付していたとしているところ、申立期間①前の納付日が確認できる 44 年 10 月から 57 年 3 月までの保険料の納付状況を見ると、申立人及びその夫は共に同一日に現年度納付していることが確認できること等から、申立期間①については、納付していたものと考えるのが妥当である。

一方、申立期間②については、申立人は市の窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 693

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月及び同年5月
申立期間当時は、3か月ごとに市役所へ行き、担当窓口で国民年金保険料を納付していた。2か月だけ未納になっているのは不自然であり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料については3か月ごとに納付していたとしているところ、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿の記録によると、申立期間後の昭和50年7月から51年9月までの国民年金保険料はいずれも3か月に1回現年度納付されていることが確認できることから、申立人の記憶と符合している。

また、申立期間は2か月と短期間である上、その前後の国民年金保険料については現年度納付されている。

さらに、申立期間については、申立人が申立期間当時居住していた市の記録では未納とされているが、その後転居した町の記録では納付済みとなっている上、申立期間と近接した昭和49年6月について、申立人が保険料を納付していたことを示す領収書を所持していたため、平成20年12月に当初未納とされていたものを納付済みに訂正されているなど、行政側の記録管理に不適切な状況もみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 694

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料については、市役所から集金人が来ており、3 か月分ずつ納付していた。その際、国民年金手帳に領収の印を押してもらっていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 38 年 6 月に申立人の夫と連番で払い出されており、その時点においては、申立期間のうち、36 年 4 月から 38 年 3 月までは過年度納付により、同年 4 月から 39 年 3 月までは現年度納付により国民年金保険料を納付することは可能であるが、申立人からは、国民年金への加入手続、国民年金保険料の納付方法等について明確な供述を得られない上、申立期間については、申立人の夫も未納となっている。

さらに、市に照会しても、申立期間当時、申立人が居住していた地区における集金人による国民年金保険料の集金の有無等保険料の収納状況は確認できない上、申立期間については、市の記録及び社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳（旧台帳）共に未納となっている。

加えて、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から2年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から2年3月まで
毎年、国民年金保険料の免除申請をしていたので、申立期間だけ免除されていないのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を免除申請したことを示す関連資料は無い上、申立人は、申立期間の免除申請手続に係る具体的な記憶が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前の被保険者の生年月日や国民年金保険料の納付開始日等から判断して、平成2年7月以降に払い出されたものとみられ、同年5月31日に平成2年度（平成15年5月に2年4月から同年12月までに訂正済み）の保険料の免除申請が行われていることから、申立人の国民年金への加入手続は同年5月ごろに行われたものと推認できる。このため、加入手続を行ったとみられる時点では、申立期間は、制度上、遡及^{そきゆう}して免除申請することはできない期間となる上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 520

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から同年 10 月 10 日まで

私は、昭和 36 年 5 月に出産したため産後休暇を 42 日ほど取っていたが、A市にあるB局C部には 30 年 5 月 2 日から 36 年 10 月 10 日まで勤務していた。同事業所の在職期間等証明書を提出するので申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB局（D市）の在職期間等証明書及び同局が保管している勤務記録カードにより、申立人が臨時事務補佐員として申立期間に同局C部（A市）で勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B局C部は昭和 36 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB局に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間にB局C部に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、申立期間中に産後休暇を取得し、その期間も含め申立期間は給料から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているところ、B局に申立人の産後休暇について照会したところ、「当時、産後休暇制度はあ

ったが、申立人の勤務記録カードには産後休暇を取得した記録は無い。」との回答があった上、申立期間に同局C部に在籍していた同僚から、「臨時事務補佐員は産後休暇が取得できなかったと思う。また、当時、周りの女性職員に産後休暇制度を取得した者はいなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 521

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 2 日から 43 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 3 月 2 日に A 事業所（現在は、B 事業所）の C 局に入社し、43 年 3 月 1 日まで臨時雇用員として勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している B 事業所の履歴カードの写し及び申立人の A 事業所 C 局における雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間に同事業所で臨時雇用員として勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A 事業所の清算事業事務を執り行う D 団体に照会したところ、当時、臨時雇用員の厚生年金保険への加入は事業所単位の裁量に委ねられている上、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A 事業所 C 局に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、「昭和 43 年 3 月に当該事業所に臨時雇用員として入社し、その 4 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得した。」旨の回答があったことから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管している A 事業所 C 局の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和 42 年 2 月 1 日資格取得）から*番（昭和 43 年 4 月 1 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月ごろから 42 年 4 月ごろまで

私はA社を退職後、昭和 39 年 4 月ごろに電話交換士としてB事業所（現在は、C事業所）に入社した。電話交換室では一人での作業であった上、交替制勤務であったので、同僚との付き合いも無く、氏名も覚えていない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間においてB事業所に勤務していたと供述しているが、申立期間に同社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC事業所に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している申立人の夫の健康保険扶養記録から、申立人は昭和 39 年 4 月 24 日から 41 年 12 月 21 日までの期間に、その夫の被扶養者となっていたことが確認できる。

加えて、申立期間について、社会保険事務所が保管しているB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の被保険者原票は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 23 日から 9 年 4 月 9 日まで

妻が生前、厚生年金保険に加入したいとの理由でA社に入社し、給与からは厚生年金保険料が控除されていたのに、社会保険事務所には、そのころの記録が無く、おかしいと言っていた記憶がある。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給与支払明細書及び同社における申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、上記の給与支払明細書には、申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「当社では、従業員が希望しない限り厚生年金保険に加入させていないことから、厚生年金保険料は控除していない。また、申立人は臨時雇用の従業員であり、申立人本人も厚生年金保険に加入していないことは承知していたと思う。」との回答があった。

さらに、申立人の申立期間に係る国民健康保険の加入状況についてB市に照会したところ、申立人は、当該期間に国民健康保険に加入しているとの回答があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 524

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月から31年2月7日まで

昭和28年7月に自動車運転免許を取得し、29年2月からA社本社で運転手として働いていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入が31年2月7日からとなっているのは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、同社が保管している被保険者台帳以外の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、同社から提出された被保険者台帳の写しによると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和31年2月7日、資格喪失日は38年9月1日となっており、これは社会保険事務所の記録と一致する。

また、A社本社において申立期間に在籍していた同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

加えて、社会保険事務所が保管している厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険記号番号は、A社の従業員21人と連番で同時に払い出されており、訂正された形跡も無く、記載内容に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から 29 年 2 月 1 日まで
② 昭和 36 年 4 月 26 日から 37 年 6 月 1 日まで

昭和 26 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日まではA職業補導所に入所していたが、当所の紹介により同年 4 月 1 日にB社（現在は、C社）に入社した。自動車整備士という危険度の高い職種であったので、入社時から退職時まで健康保険証が交付されていたことを記憶している。

昭和 35 年 8 月に自衛隊を除隊後、同年 10 月にD社に運転士として入社し 37 年 5 月 31 日まで勤務しており、厚生年金保険の加入期間が6か月ということはない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかったが、同事業所の事業主から「申立期間当時に勤務していた従業員に聴取したところ、『私は当該事業所に昭和 28 年 4 月 1 日に入社したが、申立人は既に勤務しており、申立人が勤務していた時期等については分からない。』と供述していた。」との回答があったことから、申立人は、少なくとも 28 年 4 月 1 日以降は同事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和 29 年 2 月 1 日であり、申立期間①については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、資格取得日順に健康保険整理番号*番から*番（申立人は*番）までの被保険者の資格取得日を見ても、いずれも昭和29年2月1日以降となっている。

申立期間②について、D社から提出された厚生年金被保険者名簿の写しによると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和35年10月1日、資格喪失日は36年4月26日となっており、これは社会保険事務所の記録と一致する。

また、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてD社に照会したところ、「申立期間について申立人の厚生年金保険の適用に係る手続は行っていないと思う。また、当社の昭和36年度分の退職者に係る従業員名簿（従業員単位の原票をマイクロフィルムで保管）は、フィルムの状態が悪く退職日は確認できなかったが、37年度分の従業員名簿には、申立人の原票が無いことから、申立人の資格喪失日は当社の厚生年金被保険者名簿に記載されている昭和36年4月26日であったと推察している。」との回答があった。

さらに、申立人が申立期間②におけるD社の同僚であると主張している二人については、申立人が名字しか記憶していないため、社会保険庁のオンライン記録により調査したものの、当該同僚を特定できず、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

加えて、当時勤務していたほかの者からも申立人の情報は得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。